

千葉県ホッケー協会規約

第1章 名称及び事務局

第1条 名称は、千葉県ホッケー協会（以下「本協会」という。）と称する。

第2条 本協会は、事務局を千葉県いすみ市大原7985番地千葉県立大原高等学校内に置く。

2 事務局長は、理事長及び副理事長の職にある者をもって充てる。

3 事務局員は、事務局長が指名する。

第2章 目的及び事業

第3条 本協会は、千葉県におけるホッケーの健全な普及及び技術力の向上を図ることを目的とする。

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) ホッケーに関する研究調査に関すること。

(2) ホッケーの宣伝、啓発及び指導奨励に関すること。

(3) ホッケー団体の創設、助成及び連絡指導に関すること。

(4) ホッケースポーツ少年団の育成に関すること。

(5) 県下各ホッケー大会及び講習会の開催に関すること。

(6) 県下ホッケー団体を代表して、(公財)千葉県スポーツ協会並びに(公社)日本ホッケー協会に加盟する。

(7) ホッケーの振興・発展に著しく貢献した者又は団体の表彰に関すること。

(8) その他、目的達成に必要な事業に関すること。

第3章 組織及び会計

第5条 本協会は、千葉県内におけるホッケー団体及び個人をもって組織する。

第6条 団体が本協会に加盟しようとするときは、理事会で承認を得なければならない。ただし、個人が加盟しようとするときは、この限りではない。

第7条 加盟団体及び個人は、協会の不利益又は著しく不名誉な行為等があったと認められたときは、理事会の決議によりその資格を失うこととする。

第8条 本協会の年会費は、次のとおりとする。ただし、地域団体の年会費は、県内に整備されるまでの間は免除とする。

(1) 団体	①地域団体	別に定める。
	②一般チーム	15,000円
	③大学チーム	10,000円
	④高校チーム	7,000円
	⑤中学チーム	0円
(2) 個人	高校生以上 1人	500円
(3) 役員	①会長・副会長	10,000円
	②名誉顧問・顧問・参与を除く役員	7,000円

第9条 本協会の経費は、会費、寄付金、助成金、事業収入その他をもって充てる。

第10条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

2 会計は、事務局員が処理をする。

第4章 役員

第11条 本協会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名 (内、千葉県高等学校体育連盟ホッケー専門部長をもって充てる。)
- (3) 理 事 長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 10名以内
- (6) 理 事 50名以内
- (7) 監 事 2名
- (8) 名誉顧問・顧問・参与を置くことができる。

第12条 会長、副会長は、常任理事会の推薦により理事会で決定する。

2 会長は、本協会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、これを代行する。

第13条 理事長、副理事長、常任理事は理事の互選とし、会務を執行する。

第14条 理事は、本協会加盟団体及び学識経験者より選出し、会務を執行する。

第15条 監事は、理事会の推挙により会長が委嘱し、会計を監査する。

第16条 名誉顧問、顧問及び参与は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

第17条 役員の任期は、名誉顧問・顧問・参与を除き2年とする。但し、再任を妨げない。

第5章 理事会

第18条 理事会は、本協会の最高決議機関であって、第11条第1項第8号を除く役員で組織する。

2 理事会は、次に掲げる事項の審議をする。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画
- (3) その他必要と認められる事項一切

第19条 理事会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認められる場合には理事会を開催することができる。

第20条 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長に事故あるときは、副会長これを代行する。

第21条 議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。

第6章 常任理事会

第22条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・監事で組織する。

第23条 常任理事会は、諸行事の企画、及び財務を審議する。

第24条 常任理事会は、緊急を要し理事会を招集することができない場合は、専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、次回理事会にこれを報告しなければならない。

第7章 専門部

第25条 本会に専門部を設けることができる。

第26条 専門部の運営は、別に定める。

第8章 規約の変更

第27条 本規約は、理事会で出席者の4分の3以上の同意を得てこれを変更することができる。

第9章 補則

第28条 本規約の執行上必要な規定は別に理事会において決める。

附 則

この規約は、昭和41年 3月 5日から施行する。

この規約は、昭和56年 4月 1日から施行する。

この規約は、昭和58年 6月 5日から施行する。

この規約は、昭和59年 4月 1日から施行する。

この規約は、昭和63年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成 元年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成 7年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成13年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成16年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成16年10月 1日から施行する。

この規約は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規約は、令和 2年 4月12日から施行する。

この規約は、令和 3年 4月18日から施行する。

この規約は、令和 5年 4月16日から施行する。